

## 令和5年第2回中頓別町議会定例会会議録

### ○議事日程（第2号）

令和5年6月23日（金曜日） 午前 9時30分開議

- 第 1 議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第35号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 5 議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 6 議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の制定について
- 第10 議案第43号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算
- 第11 議案第44号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 第12 議案第45号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算
- 第13 議案第46号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算
- 第14 議案第47号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算
- 第15 議案第48号 工事請負契約の締結について
- 第16 発議第 1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書（案）
- 第17 閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（8名）

- |          |           |
|----------|-----------|
| 1番 蓮尾純一君 | 2番 吉田智一君  |
| 3番 高橋憲一君 | 4番 長谷川克弘君 |
| 5番 宮崎泰宗君 | 6番 細谷久雄君  |
| 7番 西浦岩雄君 | 8番 星川三喜男君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	小林生吉	君
副町	長	遠藤義一	君
教	育	相座	豊君
総務課	参事	市本功一	君
総務課	参事	笹原	等君
総務課	参事	野田繁実	君
総務課	参事	小林嘉仁	君
総務課	参事	石川章人	君
総務課	参事	矢部智彦	君
産	業	課	長
産	業	課	参事
産	業	課	参事
産	業	課	参事
建	設	課	長
建	設	課	主幹
建	設	課	主幹
保	健	福	祉
保	健	福	祉
保	健	福	祉
保	健	福	祉
教	育	次	長
国	保	病	院
会	計	管	理
認	定	こ	ど
自	動	車	学

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	今	野	真	二	君
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	めぐみ	君

◎開議の宣告

○議長（星川三喜男君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前 9時30分）

◎議案第34号

○議長（星川三喜男君） 日程第1、議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） おはようございます。本日もよろしくお願ひ申し上げます。議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について、市本総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） おはようございます。よろしくお願ひします。議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案45ページをお開き願ひます。議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町課設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案50ページをお開き願ひます。改正の要旨、従前より厳しい行財政環境の下、地方分権の進展や多様化、複雑化する社会状況に対し効率的、柔軟な組織体制をつくるため、現行の組織体制としてきたところがございます。政策経営室を政策経営課とするに当たり、総務課では内部事務や行政運営支援が主な業務となりますが、政策経営室においては政策の立案や戦略的な事業運営を主に担当しております。これらは異なる業務領域となり、それぞれの専門性が求められております。そのため、政策経営室を総務課から分離させることにより、専門的な業務に集中することで効率的かつ的確に業務が遂行できることとなります。また、現在総務課の下位に政策経営室は属しておりますが、長の直近下位の組織となることから情報共有や意思決定の迅速化を図り、それぞれの業務の責任範囲を明確化し、組織機能や運営の改善を図るため、政策経営室を課に昇格させるものでございます。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案48ページをお開き願ひます。第1条第2号を政策経営課とし、第2号から第4号を第3号、産業課、4号、建設課、5号、保健福祉課へ改めてございます。

また、第2条の分掌事項を1、総務課の次に2、政策経営課を加え、以下の課を順次繰

り下げて、3、産業課、4、建設課、5保健福祉課としてございます。

議案49ページを御覧願います。第2条、分掌事項1、総務課のうち、第19号、広報、広聴、第20号、統計、第21号、環境政策、第25号、総合計画及び重要な施策、第26号、地域振興の5号を2、政策経営課の第1号から第5号に移行し、第6号に予算その他財務に関することを付け加え、1、総務課に関しては移行された事項を除いて各号繰り上げをするものです。

議案47ページを御覧ください。附則、この条例は、令和5年7月1日から施行する。

以上、簡単でございますが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第34号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号 中頓別町課設置条例の一部を改正する条例は原案どおり可決されました。

#### ◎議案第35号

○議長（星川三喜男君） 日程第2、議案第35号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第35号 職員給与条例の一部を改正する条例の制定について、同じく総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案35号、職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案51ページをお開き願います。議案35号、職員給与条例の一部を改正する条例の制定について。

職員給与条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案56ページをお開き願います。改正の要旨、職員の持家に係る住居手当について、国家公務員の持家に係る手当につきましても既に廃止されており、地方公務員につきましても廃止を基本とする見直しが求められておりました。これらの状況を鑑み、本町につきましても職員の持家に対する手当を経過措置を設け廃止することといたしました。

また、本条例内の文言の整理も併せて改正いたします。

なお、本条例施行後、町職員につきましても中頓別町住宅建設促進助成条例の適用が受けられるよう規則の改正を行うこととしております。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案53ページをお開き願います。第9条第1項第2号により住宅を新築した職員に支給されていた持家に対する住居手当ですが、本号を削ることにより廃止とし、本号が削除されたことにより同項第3号を第2号へ繰り上げてございます。

また、本条第2項により定められていた住居手当の月額につきましては本手当分が不要となり、本号括弧内を当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額とすると条文の整理を行っております。

また、手当を廃止することに伴い手当の額の指定は不要となることから、同条第2項第2号を削り、同項第3号を第2号に繰り上げ、本号内条文を前項第3号から前項第2号に、第1号を前号に改めてございます。

次に、本改正では条例内の必要と思われる文言の整理も行うこととしておりますが、主に表現を統一するものであり、条例の内容を変更するものではありません。

それでは、議案の54ページをお開きください。まず、第12条の2、中段、第13条を次条に、第14条第2項、同条第1項第2号を前項第2号に、第16条第1項下段、括弧内、第20条第7項を第21条第7項とし、次に議案55ページを御覧願います。第17条中、4段中段、同条第5項中を前条第5項中に、第19条中、第18条を前条としてございます。また、第21条第8項内、昭和28年条例第7号の次の「の」を不要とし、削除してございます。

議案52ページを御覧ください。附則、第1項、この条例は、公布の日から施行する。

また、経過措置といたしまして、附則第2項により、現在支給を受けている職員につきましては、その要件が満たなくなるまでの間、支給を継続するよう措置をするものとしております。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第35号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号 職員給与条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第36号

○議長(星川三喜男君) 日程第3、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 市本総務課参事。

○総務課参事(市本功一君) 議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案57ページをお開き願います。議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案60ページをお開き願います。改正の要旨、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員について、感染のリスクに加え、厳しい勤務環境と平常時には想定されないような業務に当たることによる著しい困難性や精神的緊張が認められることから伝染病予防救治作業手当を支給する特別措置を定めておりました。新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更され5類感染症へ移行したことに鑑み、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員に対して支給されていた手当を廃止するため改正するものです。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案59ページをお開き願います。附則中、第3項及び第4項を削除し、伝染病予防救治作業手当を廃止いたします。

議案58ページを御覧ください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第36号について採決をします。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第36号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第37号

○議長（星川三喜男君） 日程第4、議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について、同じく総務課、市本参事から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 市本総務課参事。

○総務課参事（市本功一君） 議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案61ページをお開き願います。議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

それでは、改正の要旨をご説明申し上げます。議案64ページをお開き願います。改正の要旨、ふるさと納税制度におきましては、町外に住所を有する方から寄附された場合に本町から当該寄附者へ謝礼品を送付できるものであります。寄附者は、本町へ直接申し出て寄附を行う方法のほか、インターネット上のポータルサイトを利用して寄附を行うことができます。このふるさと納税制度を活用するための経費といたしまして、寄附者に対する謝礼品や送料及びポータルサイト利用料の事務費等がありますことから、寄附者からの応援寄附金の額から必要経費を除いた額を基金として積み立てる額とするため、改正を行うものであります。

また、同時に当該寄附金につきまして、基金として積み立てることなく本条例で定めた使途の事業の財源に充てることのできるよう改正を行うものであります。

次に、新旧対照表に基づき改正の内容をご説明申し上げます。議案63ページをお開き願います。第4条第1項の末尾から応援寄附金の額から中頓別町からの寄附者に対する謝礼品に要した経費及びこれに係る事務経費等を除いた額とするを追加し、同条に第2項として、町長は、前項の規定にかかわらず、特に必要があると認めるときは、応援寄附金を基金として積み立てることなく、第2条第1項各号に掲げる事業の財源に充てることのできるを追加するものでございます。

議案62ページを御覧ください。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、説明といたします。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 今回の条例の改正について、ふるさと納税の制度に係るサイト利用料なども寄附していただいた中から見るといような改正になるかと思えます。ふるさと納税自体は制度が始まってから今年で15年、中頓別町としてもスタート時からやっていけば15年ということになると思うのですけれども、今回こういう形で、サイトの利用なんかは前からされている部分はあると思うのですけれども、今回提案することになったというのは何か理由としてあるのか、サイトの利用料などを寄附金の中から見ているのが一般的なのか、その辺を伺えたらと思います。加えて、この利用料は幾らぐらいかかっているのか、年間で。先日残念ではありましたけれども、新聞報道なんかで、町民の皆さんにとってちょっと残念だったと思いますけれども、中頓別町のふるさと納税の寄附金額、年間でいうと、去年とかおとしの話だと思うのですけれども、138万円で、貴重な138万円ですけれども、全道のランキングなんかからいくと下から2番目というようなところもありましたので、経費なんかは幾らぐらいかかっているのか伺いたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、当町としてふるさと納税でご寄附をいただいた方に対して返礼品をお渡しするというような対応を取ったのは平成28年からということであります。現状寄附をいただきまして、寄附をいただいたその寄附金の中からここでご説明しているように必要な経費を払いまして、残った額を積み立てるといような運用をしております。今回関係規定を確認する中で現状にそぐわないような規定になっているところがありましたので、整理をさせていただきたいということでご提案申し上げているところでございます。

もう一つ、令和3年度の実績になりますけれども、先ほどお話しいただきました130万円の寄附があったというものに対してのどれぐらいの経費がかかっているかということに関しましては、そのうちの30万円ほどが経費としてかかっているということでご覧いただきまして、この取扱いは一時的な取扱いでありまして、寄附をいただいて、その中から必要な経費をお支払いするというのが一般的な対応であります。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第37号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第37号 中頓別町ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第38号

○議長（星川三喜男君） 日程第5、議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について、総務課、石川参事から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 石川総務課参事。

○総務課参事（石川章人君） よろしくお願ひいたします。私のほうからは、議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

65ページをお開き願ひます。議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

まず、改正の要旨をご説明申し上げます。68ページをお開き願ひます。改正の要旨、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年総務省令第36号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和5年総務省令第37号）が令和5年3月31日にそれぞれ公布され、それに伴う中頓別町税条例の一部を改正するものであります。

地方税法改正に伴い、次の事項を改正するものです。

1、軽自動車税、法律改正に伴い、いわゆる電動キックボードは、原動機付自転車のうち3輪以上のものに区分され、年額3,700円の税額であったが、スクーター等と同様

の区分に分類変更され、年額2,000円に軽減される規定の改正をするものであります。

議案69ページは、改正の概要が記載されておりますので、ご参照願います。

続きまして、改正の内容を新旧対照表によりご説明申し上げます。議案67ページをお開き願います。第82条第1号の工では、種別割の税率について道路運送車両の保安基準の規定に基づき、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードの区分の規定を法改正に伴い整備を行ったものであります。

議案66ページをお開き願います。中段、附則、施行期日となります。第1条、この条例は、令和5年7月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、ご説明申し上げました。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第38号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第38号 中頓別町税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第39号

○議長（星川三喜男君） 日程第6、議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） よろしくお願いいいたします。議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案70ページをお開き願います。議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

議案78ページをお開き願います。改正の要旨を御覧願います。国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

低所得者の保険料の軽減について、低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準に関して、5割軽減基準については被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、2割軽減基準については被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に引き上げるとなるものであります。

新旧対照表でご説明を申し上げます。議案72ページをお開き願います。第22条、国民健康保険税の減額では、第2号中、これまでの28万5,000円を29万円として、同じく議案74ページになりますが、第3号中、これまでの52万円を53万5,000円として、低所得者の所得判定基準の見直しにより保険料の軽減を図るものであります。

また、法律改正に伴う文言の整理といたしまして、議案の75ページの下段になりますが、第24条第2号イの中の高齢者の医療の確保に関する法律の後の括弧書きの昭和57年法律第80号の文言を削除しております。

また、議案76ページになりますが、下段の附則につきましても、第2項中、所得税法の後の括弧書き、昭和40年法律第33号を削除し、法律改正に伴う規定の整備となっております。

議案71ページをお開き願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

経過措置、第2条、令和4年度以前の年度分の保険税については、なお従前の例による。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第39号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第39号 中頓別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号

○議長（星川三喜男君） 日程第7、議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明を申し上げます。

議案79ページをお開き願います。議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

議案82ページをお開き願います。改正の要旨を御覧願います。国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、中頓別町国民健康保険条例に関しての変更について改正をするものであります。

出産育児一時金額の増額についてです。令和5年度から出産育児一時金の増額決定により、支給額が40万4,000円から48万8,000円となり、8万4,000円増額となるものであります。

新旧対照表でご説明をいたします。議案81ページをお開き願います。第8条、出産育児一時金において、出産育児一時金を40万4,000円から48万8,000円として、また上限として加算する額を1万6,000円から1万2,000円とし、加算額と合わせて現行の42万円から50万円に引き上げるものであります。

議案80ページをお開き願います。附則、施行期日、第1条、この条例は、公布の日から施行し、改正後の中頓別町国民健康保険条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第40号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号 中頓別町国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号

○議長(星川三喜男君) 日程第8、議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長(相馬正志君) 議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案83ページをお開き願います。議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

議案87ページをお開き願います。改正の要旨を御覧願います。平成29年施行した妊産婦安心出産支援事業をより拡充する取組として、妊産婦の身体的、精神的負担及び経済的負担をこれまで以上に軽減する支援により、安心して子供を産むことができる環境を整備するために改正するものであります。

新旧対照表でご説明いたします。議案85ページをお開き願います。改正内容につきましては、別表の交通費助成に関しての改正になりますが、今年の3月に中頓別町不妊及び不育症治療費等助成に関する条例の交通費助成に関して改正した内容と統一させているところであります。医療機関までの距離は実走行距離ではなく所在地までとしまして、また宿泊費につきましては治療に際し夫婦での移動を想定し、助成対象者と介助者1名の計2名に限り1名1泊当たりの上限を規定をいたしました。

議案の84ページにお戻りください。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(星川三喜男君) ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第41号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号 中頓別町妊婦健康診査等の助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長(星川三喜男君) 日程第9、議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の制定の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(小林生吉君) 議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の制定について、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長(星川三喜男君) 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長(相馬正志君) 議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案88ページをお開き願います。議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の制定について。

中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

議案92ページをお開き願います。改正の要旨をご説明をいたします。妊産婦の身体的、精神的負担及び経済的負担を妊婦、出産のためだけの医療だけではなく、妊産婦が受診した全ての診療科を対象とし、医療費の自己負担額分を助成することで、これまで以上に軽減する支援により、安心して子供を産むことができる環境を整備するため制定するものであります。

それでは、条例の内容をご説明を申し上げます。議案89ページをお開き願います。第1条、目的では、妊産婦の医療費の一部を助成することにより、妊産婦の疾病の早期発見と早期治療を促進し、安心して子供を産むことができる環境づくりを推進するとともに、母子保健の向上と福祉の増進に寄与することを規定しております。

第2条の定義では、母子保健法で定められている妊産婦のことを規定しております。

第2条第2項では、医療保険各法を第1号の健康保険法から第6号、地方公務員等共済組合法についてを規定しております。

第2条第3項では、保険給付についてを定めており、医療保険各法に規定する療養給付、療養費、家族療養費、保険外併用療養費、特別療養費、入院時の食事療養費、訪問看護療養費のことを規定しております。

第2条第4項では、一部負担金等についてを定めておりまして、保険給付を受ける者が負担すべき額のことを規定しております。

第2条の第5項では、付加給付等について定めており、医療保険各法の被保険者または組合員の被保険者の医療費のうち、当該各法に規定する付加給付されるもの及び法令その他要綱等により国または地方公共団体が負担することを規定しております。

第2条第6項では、医療機関について定めておりまして、病院、診療所、薬局等のうち、医療保険各法の規定により保険給付を取り扱う者のことを規定しております。

議案の90ページをお開き願います。第3条、助成対象者では、医療費の助成を受ける対象者のことを定めており、医療保険各法の規定による被保険者及びその被扶養者とすることを規定しております。

第4条、助成では、助成対象者が医療機関等に支払った一部負担金等の額を助成対象者の申請に基づき助成することを規定しております。

第5条の申請期間では、助成対象者が保険給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行わなければならないことを規定しております。

第6条、助成対象期間では、助成対象者が妊娠届をした日から出産した月の翌月末日までとすることを規定しております。

第7条、助成の範囲では、助成対象者が保険医療機関等を受診した場合、助成対象者に対して医療費の一部を助成するものとし、また当該妊婦に係る産婦人科受診が母子手帳交付前のときは、保険適用にかかわらず妊娠確定のための妊娠反応検査、エコー検査等の受診料や妊娠継続のための治療についても助成することを規定しております。さらに、妊婦歯科健診の保険適用外についても助成することを規定しております。

第7条第2項では、医療費一部負担金や法令その他要綱等に基づく自己負担金を支払った場合、支払い額から付加給付等の額を控除して得た額を助成することを規定しています。

第7条第3項では、医療保険各法の規定による標準負担額減額認定証の交付を受けた場合も助成することを規定しています。

第8条、助成の方法では助成を受ける場合は申請が必要であることを規定しており、第8条第2項では保険医療機関等で受療した月の翌月の初日から1年以内に行うものとするを規定しております。議案の91ページに移りまして、第3項では、付加給付等の内容に不明な事項がある場合は、付加給付証明書を添付して申請することを規定しております。

第9条、助成額の決定では、申請を受理したときは速やかに助成額を決定し、付加給付

が見込まれる場合は審査支払い機関等の通知により助成額を決定することを規定しております。

第10条の損害賠償との調整では、第三者から医療費に関し損害賠償を受けたときは、その賠償額の限度において助成額の全部もしくは一部を助成せず、または既に助成した医療費の全部もしくは一部を返還させることができることを規定しています。

第11条、助成金の返還では、虚偽その他不正な行為により助成を受けたものがあるときは、その者から助成額の全部または一部を返還させることができることを規定しています。

第12条、委任では、この条例の施行に際し必要な事項は、町長が別に定めることを規定しております。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

また、本条例と関連する施行規則におきましても改正を行うよう現在進めております。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第42号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第42号 中頓別町妊産婦医療費助成に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第43号

○議長（星川三喜男君） 日程第10、議案第43号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第43号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算につきまして、笹原総務課参事から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 笹原総務課参事。

○総務課参事（笹原 等君） 議案第43号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算につ

いてご説明申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。令和5年度中頓別町一般会計補正予算。

令和5年度中頓別町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億6,721万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ48億9,467万7,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

4ページをお開き願います。第2表、地方債補正。1点目は、過疎対策事業債の変更でございます。起債の目的、過疎対策事業債の限度額を変更前7億6,930万円から変更後9億7,570万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。変更事業についてご説明申し上げます。橋梁長寿命化修繕事業の限度額を変更前1,400万円から変更後1,850万円に、除雪機械購入事業の限度額を変更前1,970万円から変更後4,260万円に、中頓別学園整備事業の限度額を変更前3,290万円から変更後2億320万円に変更、国庫補助金の減額及び事業内容の追加による起債の追加でございます。また、新規に幹線林道弥生線改良事業340万円、川向敏音知線機能改善事業260万円、中頓別町コミュニティ施設整備事業270万円を追加するものでございまして、それぞれ歳出に計上しております各事業の実施に対する財源としての追加でございます。

2点目、緊急自然災害防止対策事業債の限度額を変更前880万円から変更後1,170万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。道路施設予防保全事業における事業内容を追加したことによるものでございます。

3点目は、新規の地方債の追加でございます。起債の目的、公共施設等適正管理推進事業債としまして道路長寿命化事業、限度額2,880万円、起債の方法は証書借入れ、利率は3%以内、償還の方法は借入先の融資条件または借入先との協定による。ただし、財政状況等により据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができることとしまして、歳出、土木費に計上しております道路長寿命化事業の実施に対する財源とするものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明をいたします。16ページをお開き願います。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に26万4,000円を追加し、5億4,406万9,000円とするもので、法制事務事業、13節使用料及び賃借料に同額を計上、業務上必要となる法的課題や解釈をウェブ上で検索できるサービス

の利用料を計上するものでございます。

2目財政管理費では、既定額から29万9,000円を減額し、1,569万6,000円とするもので、財務会計管理事業、12節委託料で40万5,000円の減額、13節使用料及び賃借料で10万6,000円を追加、財務会計システムのインボイス制度対応改修費用の確定によります不用額の減額と、現在使用不可となっております起債管理システムの導入費用を追加するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課政策経営室作成の予算説明資料をご参照願います。

3目文書広報費では、既定額に7万5,000円を追加し、633万9,000円とするもので、広報公聴事業、13節使用料及び賃借料で1万8,000円、17節備品購入費で5万7,000円をそれぞれ追加、今年度購入予定の広報用パソコンが単価上昇によりまして不足する額を追加計上するものでございます。

4目財産管理費では、既定額に766万5,000円を追加し、3,301万2,000円とするもので、内容は町有財産維持管理事業、10節需用費に上駒公営住宅にIHクッキングヒーターを設置するための費用として44万5,000円を追加、11節役務費では今年度追加となった公用車の共済負担金として35万3,000円を追加、14節工事請負費では旭台旧職員住宅の屋根修繕費として375万1,000円、メモリアルハイツ駐車場の照明灯修繕費として91万3,000円、町有住宅1棟の屋根ふき替え工事として150万円をそれぞれ追加、17節備品購入費ではメモリアルハイツに設置しております消火器の更新費用8万3,000円を計上、18節負担金補助及び交付金ではあかね会館、上駒会館の修繕費用の一部を各自治会へ補助するため合わせて57万円を計上、役場庁舎維持管理事業、10節需用費では役場庁舎の玄関ドア修繕費として5万円を計上、詳細につきましては別に配付しております建設課建設グループ作成の予算説明資料をご参照願います。

5目企画費では、既定額に2,102万7,000円を追加し、1億630万8,000円とするもので、内容はいきいきふるさと推進事業、7節報償費で子育て支援として実施しております紙おむつ、紙おむつ用ごみ袋の交付枚数を今年度から増やしたこと、また町外の高校に通学する生徒の保護者に対する就学支援補助におきましても予算に不足が生じることから合わせて56万2,000円を追加、18節負担金補助及び交付金では浜頓別高校へ通学する生徒が見込みより少なかったことから、バス定期運賃補助金の不用額20万7,000円を減額するものでございます。コモンズ形成事業では、いずれも旧松田商店の施設利用に要する経費を計上するもので、10節需用費で22万6,000円、19ページ上段になります。11節役務費で4万5,000円、12節委託料で429万円、17節備品購入費で50万1,000円をそれぞれ計上、消耗品や備品、来年度予定しております施設改修に向けた設計業務委託料を計上するものでございます。地域公共交通事業では、新たな交通体系の移行に伴う費用を計上するもので、7節報償費ではデマンドバスのラッピングデザイン応募者に対する謝礼として7,000円、8節旅費では有償運送

を行うために必要となる講習の講師旅費として5万8,000円、10節需用費では車両に係る消耗品や修繕料など合わせて134万8,000円、11節役務費では車両の点検費用3万2,000円、12節委託料では8月からの実証運行を含むデマンドバス及び高校通学バスの運行業務委託料として1,406万1,000円、18節負担金補助及び交付金は有償運送に係る講習の受講料6万6,000円を計上、26節公課費では車両の重量税3万8,000円を計上しております。詳細につきましては、別に配付しております総務課政策経営室作成の予算説明資料をご参照願います。

18ページ下段であります。9目バス転換関連施設維持管理費では、既定額に50万円を追加し、423万5,000円とするもので、天北線バス関連施設維持補修事業、10節需用費で同額を計上、中頓別バスターミナル入り口の階段修繕費でございます。

20ページをお開き願います。11目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費では、新規に4,099万2,000円を計上するもので、地方創生臨時交付金事業として同額を計上するものでございます。別途配付しております総務課政策経営室作成の補正予算資料の6ページ中段から交付金事業の詳細について記載させていただいておりますので、併せて御覧いただければと思います。10節需用費で消耗品費42万4,000円、11節役務費で郵便料及び口座振替手数料合わせまして37万1,000円を追加、12節委託料では住民税非課税世帯等に対する支援金給付のためのシステム改修費として54万5,000円を計上、18節負担金補助及び交付金ではプレミアム商品券発行事業の補助金として1,030万円、学校給食費に対する補助は既存予算の財源を振り替えるため教育費から総務費へ移行するもので323万4,000円の計上、牛乳・乳製品購入券発行事業交付金で165万円、中頓別町クーポン券発行事業補助金で370万円、ピンネシリ温泉及び黄金湯への支援事業として入浴施設燃料費高騰対策事業補助金153万円、購入粗飼料等価格高騰による酪農経営の影響を緩和するため国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業補助金として541万8,000円、長寿園及び厚生園の支援事業として社会福祉施設物価高騰対策事業補助金392万円を計上、19節扶助費では住民税非課税世帯等に対する支援給付金として990万円を計上するものでございます。

2項徴税费、1目税務総務費では、既定額に42万7,000円を追加し、718万7,000円とするもので、税務事務事業、10節需用費に7万円、12節委託料に35万7,000円をそれぞれ追加するもので、特定小型原動機付自転車が公道での使用が可能となったため、これに対応するナンバープレート購入費と車両情報の登録や賦課を行うシステム改修費用として計上するものでございます。詳細につきましては、別に配付しております総務課住民グループ作成の説明資料をご参照願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、既定額に23万7,000円を追加し、1,999万2,000円とするもので、住民事務事業、10節需用費に18万6,000円、17節備品購入費に5万1,000円をそれぞれ追加するもので、役場窓口で使用しております住基や戸籍などの機器の経年劣化した配線の取替え、またこれら機器の移動に必要な

る台車の購入費用として計上でございます。

5項統計調査費、1目統計調査総務費では、既定額に5万1,000円を追加し、15万8,000円とするもので、住宅・土地統計調査における北海道からの交付額が示されたことを踏まえ、1節報酬で3万1,000円を追加、10節需用費で4,000円を減額、23ページ上段になります。11節役務費で2万4,000円を追加するものでございます。

22ページでございます。3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に3,162万4,000円を追加し、1億7,040万6,000円とするもので、老人福祉事業、18節負担金補助及び交付金に社会福祉法人南宗谷福祉会の運営補助金として同額を計上、詳細につきましては別に配付しております保健福祉課作成の説明資料をご参照願います。

8目介護福祉センター費では、既定額に27万1,000円を追加し、523万9,000円とするもので、介護福祉センター管理事業、13節使用料及び賃借料に同額を計上、介護福祉センターにおけるNHK放送受信料及び照明器具のリース料でございます。

11目住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費では、新規に51万6,000円を計上するもので、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業、22節償還金利子及び割引料に同額を計上、過年度の交付金額確定に伴う返還金でございます。

2項児童福祉費、4目認定こども園費では、既定額に16万3,000円を追加し、1億6,185万7,000円とするもので、認定こども園事業、10節需用費で園児の置き去りを防ぐため送迎バスに安全装置の設置が義務化されたことから、これを設置するための費用として同額を計上。

7目こども包括支援費では、既定額に151万7,000円を追加し、862万2,000円とするもので、内容はファミリーサポートセンター事業、1節報酬に53万2,000円、3節職員手当等で12万4,000円をそれぞれ追加、保健センターのびのびルームに配置する支援員の人件費に不足が生じるため不足額を追加、子育て世代包括支援センター事業、10節需用費では児童の発達検査を実施するためのキット購入費として35万1,000円を追加、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業、10節需用費で1万円、19節扶助費で50万円をそれぞれ計上、独り親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付金を給付するための費用として計上するものでございます。なお、人件費の詳細につきましては32ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

24ページでございます。4款衛生費、1項保健衛生費、1目予防費では、既定額に19万6,000円を追加し、3,772万8,000円とするもので、新型コロナウイルスワクチン接種事業、22節償還金利子及び割引料に同額を追加、昨年度の国庫補助金額確定に伴う返還金でございます。

2目母子衛生費では、既定額に160万6,000円を追加し、865万4,000円とするもので、内容は母子健診事業、7節報償費で6万円、8節旅費で16万円をそれぞれ

れ追加、乳幼児健診での歯科健診に係る歯科医師及び歯科衛生士の調整に係る費用でございます。12節委託料では、産後ケア事業の委託料8万7,000円を計上、母子歯科保健事業、7節報償費6万円、8節旅費23万9,000円につきましても、乳幼児の歯科健診に係る歯科医師及び歯科衛生士の調整に係る費用として追加、出産・子育て応援事業、19節扶助費では妊娠、出産に対しそれぞれ5万円相当の経済支援を行っているもので、既決予算に不足する額100万円を追加するものでございます。

3目環境衛生費では、既定額に変更はございませんが、環境衛生事業、14節工事請負費で浸出水処理施設回転円盤分解整備工事で既決予算額に対し14万3,000円の不足が見込まれますことから、入札減によって不用額が生じております高圧受電設備交換工事の予算の一部を組み替えるものでございます。

5目病院費では、既定額に330万円を追加し、2億4,595万2,000円とするもので、国民健康保険病院事業運営補助事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要となる取組をまとめる経営強化プランの策定費用を病院会計へ補助するものでございます。

8目健康増進費では、既定額に8万円を追加し、889万9,000円とするもので、歯科保健事業、8節旅費に8020さわやか健診に係る歯科衛生士を町外から調整するための費用として同額を追加。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費では、既定額に529万8,000円を追加し、1億10万9,000円とするもので、内容は中頓別町農業体験交流施設管理運営事業、14節工事請負費で農業体験交流施設の屋上修繕工事として129万8,000円を計上、27ページ上段になります。農業振興事業、14節工事請負費では農業用排水路に堆積した土砂の撤去工事費用として400万円を追加、詳細につきましては別に配付しております産業課作成の説明資料をご参照願います。

26ページでございます。4目有害鳥獣対策費では、既定額に304万9,000円を追加し、1,808万8,000円とするもので、有害鳥獣対策費、7節報償費に北海道からの鳥獣被害防止総合対策事業補助金分の有害鳥獣捕獲報償費381頭分、304万9,000円を追加計上。

2項林業費、1目林業振興費では、既定額に1,126万円を追加し、6,179万7,000円とするもので、森林整備・林業振興事業、18節負担金補助及び交付金に高性能林業機械導入経費の一部を中頓別・浜頓別町森林組合に補助する費用として同額を計上。

2目林道費では、既定額に800万円を追加し、7,940万2,000円とするもので、内容は林道管理事業、14節工事請負費で林道の維持補修費用に不足が見込まれますことから100万円を追加、幹線林道弥生線改良事業、12節委託料で700万円を計上、鍾乳洞周辺の再整備を行うための測量設計業務委託料でございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費では、既定額から350万円を減額し、3,715万4,000円とするもので、商工業振興対策推進事業、18節負担金補助及び交

付金で同額を計上、プレミアム商品券発行事業補助金を総務費で計上しましたことから、当初予算で計上いたしました財源を減額するものでございます。

2目観光費では、既定額に94万9,000円を追加し、9,044万8,000円とするもので、中頓別鍾乳洞自然ふれあい公園管理運営事業、10節需用費で鍾乳洞管理棟浄化槽ポンプの修繕費用として同額を計上。

8款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費では、既定額に949万9,000円を追加し、1億7,552万円とするもので、内容は除排雪事業、10節需用費で11万8,000円、26節公課費で10万2,000円を追加、いずれも公用車の車検費用として計上、17節備品購入費は今年度購入予定の除雪トラックが価格上昇によりまして予算額に不足する額328万6,000円を追加計上、道路維持補修事業、1枚おめぐりいただきまして29ページ上段になります。14節工事請負費では道路施設予防保全工事として町道兵安中の川線の舗装工事費用290万4,000円、町道川向敏音知線の修繕工事費用262万9,000円をそれぞれ計上、15節原材料費では町道7丁目線における町道と民地との境界に設置しておりますフェンスが経年劣化により更新が必要な状況なため46万円を計上。

3目道路新設改良費では、既定額に3,422万9,000円を追加し、6億7,267万5,000円とするもので、内容は普通建設事業（単独）で10節需用費に26万1,000円、26節公課費に6万3,000円をそれぞれ計上、公用車の車検に要する費用でございます。道路長寿命化事業、12節委託料で町道旭台宮下線の路面修繕設計費用600万円、14節工事請負費で町道9丁目線の路面修繕、歩道舗装修繕を行う費用2,600万円をそれぞれ計上、橋梁長寿命化事業、12節委託料で事業内容の精査により190万5,000円を追加、道路維持補修や長寿命化に係る工事の実施箇所につきましては、別に配付しております建設課建設グループ作成の説明資料をご参照願います。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額に81万2,000円を追加し、1億4,061万円とするもので、消防事業、18節負担金補助及び交付金に同額を追加、別に配付しております令和5年度一般会計予算（別紙内訳）明細書の3ページ、4ページを御覧いただきたいと思っております。また、南宗谷消防組合中頓別支署作成の補正予算説明資料も別に配付させていただいておりますので、併せてご参照いただければと思っております。明細書の3ページのところになりますが、9款消防費、2項非常備消防費、1目中頓別消防団費では、既定額に81万2,000円を追加し、893万4,000円とするもので、消防団員管理業務、10節需用費で団員制服費として同額を計上、近年消防団員の減少が続く中、団員の入団促進を進めていたところ女性の入団が決定したことから、補足資料に記載のとおり制服、活動服、感染防止衣など女性消防団員用の制服一式を購入するものでございます。女性消防団員の主な活動につきましては、各種消防団事業への参加、火災などの災害時における後方支援活動、高齢者家庭などへの防火訪問や火災予防広報などに従事するものでございます。

続きまして、予算書の28ページにお戻りいただきたいと思います。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費では、既定額に1億8,935万円を追加し、4億1,177万円とするもので、教育委員会事務局事業、2節給料で458万7,000円、3節職員手当等で250万円、4節共済費で149万8,000円、18節負担金補助及び交付金で80万2,000円をそれぞれ追加、人事異動に伴う人件費の不足額を追加するものでございます。11節役務費では、児童生徒のオンラインを活用した家庭学習に活用するWi-Fiルーターの利用料として103万6,000円を計上、31ページ上段を御覧いただきまして、公用車両維持管理事業、10節需用費で10月以降浜頓別高校への高校生通学バスを町が運行するため車両燃料費として221万円を計上、中頓別学園整備事業、11節役務費で確認済証等発行手数料2,000円を追加、12節委託料では学校建設実施設計委託料として1億7,032万4,000円、実施設計の支援業務委託料として639万1,000円を計上するものでございます。

4項社会教育費、1目社会教育総務費では、既定額に10万円を追加し、984万6,000円とするもので、少年教育推進事業、18節負担金補助及び交付金に管内PTA研究大会が当町で開催されることから運営経費として同額を追加。

2目町民センター費では、既定額に79万9,000円を追加し、909万3,000円とするもので、町民センター運営維持管理事業、10節需用費で現在使用不可となっておりますトイレの修繕費用として35万8,000円を追加、また14節工事請負費では青少年研修室を新しい学校づくり推進室の事務室として使用しておりますが、暖房設備がないことから、配管含めた暖房設備設置工事費として44万1,000円を追加。

4目多目的集会施設費では、既定額に39万6,000円を追加し、136万5,000円とするもので、多目的集会施設維持管理事業、17節備品購入費で小頓別多目的集会施設に設置しておりますストーブが故障しておりますことから、これを更新するための費用として同額を計上。

5項保健体育費、4目学校給食費では、既定額から323万4,000円を減額し、1,995万2,000円とするもので、学校給食事業、18節負担金補助及び交付金で同額を減額、新型コロナ交付金を充当することに伴い、教育費から総務費へ組み替えるため減額するものでございます。

予算書8ページにお戻り願います。歳出合計、既定額に3億6,721万9,000円を追加し、48億9,467万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。予算書10ページをお開き願います。11款1項地方交付税、1目普通交付税では既定額に5,459万4,000円を追加し、20億3,815万5,000円とするもの、2目特別交付税では既定額に3,000万円を追加し、2億1,000万円とするもので、それぞれ歳出の一般財源とするものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金では、既定額に2,559

万5,000円を追加し、4,272万5,000円とするもので、1節地方創生推進交付金に176万円を追加、歳出、コモンズ形成事業に充当する交付金でございます。6節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に2,383万5,000円を追加、総務費の地方創生臨時交付金事業で計上いたしましたプレミアム商品券発行事業や学校給食費への補助、住民税非課税世帯等への給付金などに充当される交付金でございます。

2目民生費国庫補助金では、既定額に59万1,000円を追加し、716万2,000円とするもので、3節子育て世帯への臨時特別給付金給付事業補助金に51万円を新規計上、歳出、民生費で計上の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業へ充当する補助金でございます。4節保育対策総合支援事業補助金に8万1,000円を新規計上、歳出、認定こども園事業で計上の園児送迎バス車両への安全装置設置に対する補助金でございます。

3目衛生費国庫補助金では、既定額に70万9,000円を追加し、1,221万5,000円とするもので、1節保健衛生費補助金に4万3,000円を追加、歳出、母子健診事業の産後ケア事業委託料に対する補助金でございます。2節出産・子育て応援交付金に66万6,000円を追加、歳出、出産・子育て応援事業の応援ギフトに対する補助金でございます。

4目土木費国庫補助金では、既定額から2,374万5,000円を減額し、4億5,520万6,000円とするもので、1節道路橋梁費補助金で同額を計上、除雪トラック購入に対する補助金で1,997万2,000円、橋梁長寿命化事業に係る補助金で377万3,000円をそれぞれ減額。

12ページをお開きいただきまして、15款道支出金、2項道補助金、1目総務費補助金では、既定額に190万円を追加し、1,573万6,000円とするもので、2節地域づくり総合交付金に同額を計上、歳出、地域公共交通事業で実施いたします実証運行に対する補助金でございます。

3目衛生費補助金では、既定額に16万6,000円を追加し、377万5,000円とするもので、2節出産・子育て応援交付金に同額を計上、歳出、出産・子育て応援事業に対する補助金でございます。

4目農林業費補助金では、既定額に661万9,000円を追加し、8,480万3,000円とするもので、4節林道開設事業補助金に357万円を計上、鍾乳洞周辺の再整備を進める幹線林道弥生線改良事業に充当する補助金でございます。16節鳥獣被害防止総合対策事業補助金に304万9,000円を新規計上、歳出の有害鳥獣捕獲報償費に充当される補助金でございます。

3項道委託金、1目総務費委託金では、既定額に3万6,000円を追加し、517万円とするもので、1節統計調査事務委託金に同額を追加、北海道からの通知に基づき追加するものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、5目地方創生基金繰入金では、既定額に65万6,000円を追加し、4,604万3,000円とするもので、1節地方創生基金繰入金に同

額を追加、歳出のファミリーサポートセンター事業に充当。

6目公共施設整備等基金繰入金では、既定額に1,699万2,000円を追加し、1億2,502万9,000円とするもので、1節公共施設整備等基金繰入金に同額を追加、歳出の町有住宅屋根修繕工事やメモリアルハイツ外灯修繕費、IHクッキングヒーター取付工事などで660万9,000円、役場庁舎の玄関修繕に5万円、中頓別バスターミナル入り口の階段修繕に50万円、農業体験交流施設の屋上修繕に129万8,000円、鍾乳洞管理棟修繕に94万9,000円、中頓別学園の実施設計支援業務委託に639万1,000円、町民センターの暖房設備設置、トイレ修繕に79万9,000円、小頓別多目的集会施設のストーブ購入費として39万6,000円をそれぞれ充当。

9目森林環境譲与税基金繰入金では、既定額に1,126万円を追加し、2,683万円とするもので、1節森林環境譲与税基金繰入金に同額を追加、高性能林業機械導入補助金に充当するため、繰入れするものでございます。

20款諸収入、6項1目雑入では、既定額に374万6,000円を追加し、3,583万6,000円とするもので、デマンドバスの運行に対する浜頓別町からの負担金として362万1,000円、料金収入として12万5,000円を計上。

14ページをお開きいただきまして、21款町債、1項町債、1目過疎対策事業債では既定額に2億640万円を追加し、9億7,570万円とするもの、3目緊急自然災害防止対策事業債では既定額に290万円を追加し、1,170万円とするもの、4目公共施設等適正管理推進事業債では新規に2,880万円を計上するもので、いずれも内容につきましては第2表、地方債補正で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

予算書6ページにお戻り願います。歳入合計、既定額に3億6,721万9,000円を追加し、48億9,467万7,000円とし、歳入歳出のバランスを取っております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたが、議場の時計で11時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○議長（星川三喜男君） 休憩前に戻り会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 予算のほうで南宗谷福祉会の運営補助金として3,162万4,000円追加されています。これ年度末にもたしか運営補助されて、それは前年度の分だったということだと思うのですけれども、昨日町長のほうからの行政報告でもお伺いし

ましたけれども、新年度、4月からは町直営ということ想定しているというようなこと  
もありましたけれども、今回計上されている3,000万円というのは残りの3月までと  
いうか、1年分を想定されているのか、その辺お伺いしたいと思います。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 今回予算を計上させていただきました3,162万4,  
000円なのですが、こちらは今年の4月から9月までの利用者の見込み数を出して算定  
しているところであります。上半期というところを出しているところであります。下半期  
につきましては9月以降、来年の3月までの実績の見込みを出して積算して、また出す方  
向になるかと思えます。

○議長（星川三喜男君） 宮崎さん。

○5番（宮崎泰宗君） 4月から9月、今年の9月分までという想定で3,000万円と  
いうことで、たしか1年でいうと最大で7,000万円まで出せるというような制度にな  
っていると思いますので、残りの下半期、また足りないようなことになれば追加4,00  
0万円ということもあり得るということよろしいでしょうか。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 今議員がおっしゃったとおりでございます。

○議長（星川三喜男君） 町長。

○町長（小林生吉君） 可能性としてはもちろんゼロではないと思えます。ただ、今長寿  
園の運営に関しては町から行っている施設長が中心になって利用者の確保とか運営全般に  
関しての見直しを進めているところであります。可能な限りこのかさ上げが少なく済  
むように努力をしているので、上限ありきで補助しようという考え方に立っているもの  
ではないということだけ申しておきたいと思えます。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ないようですので、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより  
討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第43号を採決  
します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第43号 令和5年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決され  
ました。

◎議案第44号

○議長（星川三喜男君） 続きます、日程第11、議案第44号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第44号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきまして、西村病院事務長から内容の説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 西村国保病院事務長。

○国保病院事務長（西村智広君） よろしくお願いたします。議案第44号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明いたします。

1ページをお開き願います。総則、第1条、令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出、第2条、令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。病院事業収益につきましては、既決予定額に330万円を追加し、6億4,807万4,000円とするものです。病院事業費用では、既決予定額に330万円を追加し、6億4,807万4,000円とするものであります。

他会計からの補助金、第3条、予算第8条に定めた一般会計から受ける補助金の予定額を次のとおり補正する。一般会計補助金につきましては、既決予定額に330万円を追加して、2億4,467万8,000円とするものです。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

それでは、収益的収支の支出をご説明いたします。9ページをお開き願います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費の既決予定額に330万円を追加し、6,379万1,000円とするもので、委託料に同額を計上、これは総務省からの持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインに基づき、公立病院につきましては令和5年度中に公立病院経営強化プランを策定、公表しなければならないこととなっており、プランにつきましては病院の経営形態の見直し、分析等を踏まえた経営の効率化などを計画に盛り込む必要があることから、計画策定支援委託料330万円を新規計上するものであります。

次に、収益的収支の収入をご説明いたします。7ページをお開き願います。1款病院事業収益、3項医業外収益、3目他会計負担金は、既決予定額に330万円を追加し、1億8,406万7,000円とするもので、公立病院経営強化プラン策定支援業務委託料分を運営費補助金に追加するものであります。

予定貸借対照表につきましては3ページに、キャッシュフロー計算書は5ページに添付しておりますので、ご参照願います。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第44号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第44号 令和5年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（星川三喜男君） 日程第12、議案第45号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第45号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第45号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算。

令和5年度中頓別町の水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ838万4,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,183万3,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 既定の債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

4 ページをお開き願います。第2表、債務負担行為補正については、簡易水道等施設整備費国庫補助事業に係る期間の変更で、変更前、令和4年度から令和5年度までとしていたものに対して、変更後、令和4年度から令和6年度とするものでございます。限度額に

変更はございません。債務負担行為の補正の理由でございますが、令和4年度中頓別浄水場機械設備更新工事及び中頓別浄水場電気設備更新工事のうち、半導体及びモーターを使用した機器類が新型コロナウイルス感染症の影響により生産が大幅に遅れ、年度内の納品が見込めなくなり、令和5年度に繰り越して執行することになったため、予定していた機器等の設置時期がずれ、原水の水質が安定している時期での施工が難しくなったことから、工程の見直しにより期間を変更するものでございます。

続きまして、事項別明細書、歳出からご説明いたします。12ページをお開きください。1款水道費、1項総務費、1目一般管理費につきまして、既定額に838万4,000円を追加し、3億9,030万2,000円とするもので、10節需用費のうち修繕費について、令和4年度の大雪により中頓別浄水場の池棟の屋根の一部が破損したことから、修繕のため838万4,000円を追加するものでございます。浄水場の池棟の屋根につきましては、例年積雪状況を確認しながら重機による除雪を実施しておりますが、令和4年度においては記録的な大雪となったため除雪が間に合わず、破損したものでございます。詳細につきましては、事前に配付しております建設課建設グループ補正予算説明資料をご参照願います。

8ページをお開きください。歳出合計、既定額に838万4,000円を追加し、4億3,183万3,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。10ページをお開きください。5款諸収入、1項雑入、2目弁償金では、新規に838万4,000円を計上するもので、1節公有建物災害共済金に同額を計上、先ほど歳出でご説明いたしました中頓別浄水場池棟の屋根修繕に係る公有建物災害共済金について計上するものでございます。

6ページをお開きください。歳入合計、既定額に838万4,000円を追加し、4億3,183万3,000円とするものです。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第45号 令和5年度中頓別町水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第46号

○議長（星川三喜男君） 日程第13、議案第46号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第46号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算につきまして、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） それでは、議案第46号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算についてご説明させていただきます。

1ページをお開きください。令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算。

令和5年度中頓別町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条第1項 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ9,970万6,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

事項別明細書、歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。1款下水道費、1項総務管理費、1目一般管理費につきまして、既定額に23万円を追加し、4,654万3,000円とするもので、17節備品購入費で下水道管理センターに設置されている消火器について使用期限を迎えており、取替えが必要なことから、消火器購入について23万円を計上するものでございます。

6ページをお開き願います。歳出合計、既定額に23万円を追加し、9,970万6,000円とするものです。

続きまして、歳入についてご説明いたします。8ページをお開きください。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料では、既定額に23万円を追加し、2,905万9,000円とするもので、1節現年度分、下水道使用料について、先ほど歳出でご説明いたしました備品購入費の財源とするため23万円を追加するものでございます。

4ページをお開きください。歳入合計、既定額に23万円を追加し、9,970万6,000円とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第46号 令和5年度中頓別町下水道事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第47号

○議長（星川三喜男君） 日程第14、議案第47号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第47号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算につきまして、相馬保健福祉課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 相馬保健福祉課長。

○保健福祉課長（相馬正志君） 議案第47号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算についてをご説明いたします。

1ページをお開き願います。令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算。

令和5年度中頓別町の介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

このたびの補正につきましては、歳入及び事業総額の変更はございませんので、歳出のみのご説明をいたします。5ページ目をお開き願います。3款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業、1目総合相談事業費では、既定額に97万1,000円を追加し、119万3,000円とするもので、17節備品購入費において、現在地域包括支援業務で使用しているノートパソコン6台が8月以降に支援システムのバージョンアップが予定されておりまして、システムのバージョンアップが行われることでパソコンのセキュリティーが強靱化され、現在使用のパソコンでは性能スペックに不足が生じてしまい、システムの動作に支障が生じてしまうため、推奨されている性能スペックのノートパソコンに入

れ替えるものであります。入替えを予定しているノートパソコンは、1台当たり16万円程度のもを予定としております。

3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では、既定額から97万1,000円を減額し、257万6,000円とするもので、1節報酬において、当初予定していた会計年度任用職員が退職されたことにより減額するものであります。

2ページ目をお開き願います。歳出の項、目内の予算の変更のため、補正額及び総額の変更はございません。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号 令和5年度中頓別町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第48号

○議長（星川三喜男君） 日程第15、議案第48号 工事請負契約の締結の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小林生吉君） 議案第48号 工事請負契約の締結について、土屋建設課長から説明をさせていただきます。

○議長（星川三喜男君） 土屋建設課長。

○建設課長（土屋順一君） よろしく申し上げます。それでは、工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

93ページをお開きください。議案第48号 工事請負契約の締結について。

令和5年5月30日指名競争入札に付した建設工事について、下記のとおり請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によって議会の議決を求める。

令和5年6月22日提出、中頓別町長。

契約の内容でございます。1、契約の目的、認定こども園園庭整備工事。2、契約の方法、指名競争入札による契約。3、契約金額、1億2,430万円。4、契約の相手方、細谷・ダイシン経常建設共同企業体、代表者、枝幸郡中頓別町字中頓別2番地、細谷建設株式会社代表取締役、細谷武昭となっております。

本認定こども園園庭整備工事の概要について若干説明させていただきます。本工事については、令和4年度に認定こども園サービスハウス新築工事によりサービスハウスを建設しております。今年度においては、遊具を含む園庭整備について施工することにより、2か年にわたる認定こども園園庭整備が完了となります。工期については令和5年12月22日予定で、落札率につきましては98.17%となっております。詳細につきましては、配付した認定こども園説明資料をご参照願います。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星川三喜男君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

長谷川さん。

○4番（長谷川克弘君） 園庭整備、当初計画されていたサービスハウスの位置等が変わっています。当初計画していた完成予想図とか計画されていた部分からかなり変更になって、金額も落とされたと思うのですが、その説明があまり議会に対してされていなかったのではないかなと感じております。この金額になった経緯というのは、大分減額されたということはよく分かるのですが、どのような変更でこういう金額になって工事を発注しているのかというのが分かりかねる部分があるので、少し説明いただけたらなと思います。

○議長（星川三喜男君） 大島認定こども園園長。

○認定こども園園長（大島 朗君） ご説明申し上げたいと思います。

サービスハウスの位置が変わったということについては今説明資料にあるとおりですけれども、その前の段階での位置の変更だけでありまして、今回の契約の金額等は変わらないということで、一番最初の計画案からは遊具等がかなり減って、少しコンパクトになったという経過があって今回の金額で契約をさせていただいているという状況になっております。サービスハウスの位置変更については、除雪をする際に堆積する場所がなかなかないという経過がありまして急遽設計案を変更したということで、そこからの金額の変更はないというふうになっております。説明が足りないところがありましたら大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○議長（星川三喜男君） そのほかありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第48号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(星川三喜男君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第48号 工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

#### ◎発議第1号

○議長(星川三喜男君) 日程第16、発議第1号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

蓮尾さん。

○1番(蓮尾純一君) それでは、お手元の意見書案を御覧ください。発議第1号。

令和5年6月23日、中頓別町議会議長、星川三喜男様。

提出者、中頓別町議会議員、蓮尾純一。賛成者、中頓別町議会議員、西浦岩雄。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書(案)

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道が2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担うことが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。
- 2 森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。
- 3 森林吸収資源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和5年6月23日、北海道中頓別町議会議長、星川三喜男。

提出先としましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上となります。

○議長（星川三喜男君） ただいま説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号「ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書」は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（星川三喜男君） 日程第17、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会、いきいきふるさと常任委員会の各委員長から、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。本件については、各委員長申出のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議案の文言整理について

○議長（星川三喜男君） お諮りします。

このたびの定例会で議決された議案について、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（星川三喜男君） ご異議なしと認めます。

したがって、字句、数字、その他の整理を要するものについては議長に一任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（星川三喜男君） 本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和5年第2回中頓別町議会定例会を閉会します。

（午前11時47分）

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員